

## 秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下同じ。）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年4月23日

秋田県知事 鈴木 健 太

### 1 入札に付する事項

- (1) 委託名 若い世代向けライフデザイン支援事業業務委託
- (2) 仕様等 若い世代向けライフデザイン支援事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による
- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年10月30日（金）まで

### 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（同手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県内に本社を有していること。
- (5) 秋田県が発注する物品の製造の請負、買入れなどに係る一般競争入札の参加資格を有すること。
- (6) 入札加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (8) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これら全てを誠実に履行した実績を有すること。

### 3 入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、別に配布する入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の提出書類を次により提出しなければならない。

#### ①提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書（様式1）
- イ 登記事項証明書の写し又は秋田県内に本社があることを証明する書類の写し（取得してから3ヶ月以内のものに限る）
- ウ 業務実績調書（様式2）

#### ②提出期間

令和8年4月23日（木）から令和8年4月30日（木）まで。ただし、秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条に規定する県の休日（以下「休

日」という。)を除く。

③提出時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

④提出場所

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県人口戦略部男女共同参画推進課 調整・結婚・若者支援チーム

メールアドレス: persons@pref.akita.lg.jp

⑤提出方法

持参、郵送又はメールとする。

※郵送により提出する者は、郵便書留を利用し、令和8年4月30日(木)午後5時までに到達するようにすること。

⑥提出部数

各1部

⑦申請書等の配布

申請書等の提出書類や入札書などの様式については、本公告とともに秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」への掲載により配布する。

(2) 契約担当者は、入札に参加しようとする者から申請書等の提出があったときは、その参加資格を確認し、その結果について令和8年5月1日(金)まで通知する。

(3) (2)により、入札参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、当該通知の翌日から起算して2日(休日を含まない。)以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。

(4) 申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出後、落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあっては入札辞退届(様式3)を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

4 仕様書等の配布

仕様書、本委託に係る契約書案(以下「仕様書等」という。)については、令和8年4月23日(木)から令和8年4月30日(木)までの期間、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」への掲載により配布する。

5 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関する質問は、令和8年4月30日(木)までに、12に示す問い合わせ先に電子メールにて行わなければならない。(様式任意)

(2) 上記質問に対する回答は、令和8年5月1日(金)までに、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に随時掲載する。

6 入札保証金

免除する。

7 契約保証金

免除する。

8 入札書の提出等

(1) 提出方法

3により申請書等を提出した者は、入札執行日時に入札場所に入札書(様式4-1、4-2)を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。なお、代理人

が入札を行う場合は、委任状（様式5）を入札前に提出すること。

(2) 入札執行日時

令和8年5月15日（金）午前10時

(3) 入札場所

秋田県秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁本庁舎 地下1階 入札室

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) その他

入札参加者が1者であった場合でも、入札を執行する。

## 9 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札金額が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、該当する者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

(2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合は、当該落札候補者を落札者とする。ただし、落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、落札者として決定しない。

(3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札金額が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。

(4) 開札をした場合において、予定価格の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

(5) (4)の再度入札により、予定価格の制限の範囲内で入札した者がいない場合は、再度入札において有効な入札を行った者のうち、入札金額が最も低い者と随意契約の交渉を行うことがある。

(6) 契約担当者は、(2)において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定したときは、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を書面により速やかに通知する。

(7) (6)の通知を受けた者は、当該通知の翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(6)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して苦情の申し立てを行うことができる。

(8) 落札者となった者は、秋田県税及び社会保険料に滞納がないことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札

- (2) 開札の日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

## 11 その他

- (1) 入札に関する説明会は実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 提出された申請書等は返却しない。なお、申請書等を公表し、又は無断で使用することはしない。
- (4) 申請書等の作成に要する費用は提出者の負担とする。
- (5) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、本公告記載の入札に当たっての留意事項を遵守しなければならない。
- (6) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (7) 契約手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (8) 契約書作成の要否  
要
- (9) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、秋田県財務規則（昭和39年秋田県財務規則第4号）の定めるところによる。

## 12 問い合わせ先

課名等	秋田県人口戦略部男女共同参画推進課 調整・結婚・若者支援チーム
所在地	秋田県秋田市山王四丁目1番1号
電話番号	018-860-1552
E-mail	persons@pref.akita.lg.jp